法学部移転記念行事

A・スカリア合衆国最高裁判所裁判官，「憲法解釈の方法」について，熱く語り，さわやかにたつ

文・写真　阪本昌成（法学部教授）
Sakamoto, Masanari

一九九五年十二月十三日、アメリカ合衆国連邦最高裁判所裁判官A・スカリア氏による講演会が、法学部移転記念の最終行事として挙行された。「憲法解釈の方法」と題する講演は、ある種の熱気を予感させながら、ちょっとした緊張感を漂わせる雰囲気のなかで、同日午後三時三〇分から始まった。会場となった法・経二五五教室は立ち見席が準備されるほどに、多数の聴衆であふれた。

スカリア裁判官は、まず、静かな語り口で簡単に謝辞を述べた後、すぐに本題へと突入し、彼の信ずる「憲法解釈の方法」にふれる段となると、あたかも怒りをぶつけるがごとく、身振り手振りを交え、聴衆に熱く訴えかけたのである。

アメリカ連邦最高裁判所裁判官の地位と権限

アメリカのロー・スクールにおける憲法の講義は、司法審査制の項目から始まる。司法審査制は、アメリカ合衆国憲法最大の特徴であり、司法審査権こそ、議会、大統領の権限を統制し、市民の基本的人権を擁護する要であると解されているためである。アメリカにおける政治制度、法制度と法の運用実態を語ろうとする場合、連邦最高裁の動向を抜きにすることはできない。

アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、終身の身分保障を受けている九名の裁判官からなる。同裁判所は、司法審査権限を積極的に活用してきた。そのピークは、一九五三年から六九年の間の「ウォーレン・コート」の時代にみられた（アメリカにおいては、時の主席裁判官の名前を用いて最高裁の動向を分析するのが常である。ちなみに、「ウォーレン・コート」の次は「バーガー・コート」であり、現在は「レーンキスト・コート」と称される）。

「ウォーレン・コート」は、憲法上の価値を積極的に裁判所が実現すべきである、と信じて、司法審査権を武器にし、民主（政治）過程に果敢に攻め込み、法令やそのもとでの行政の行為を違憲であると次々に判断し、裁判所が理想とする統治を実現しようと試みてきた。最高裁の違憲判決をどう評価するかは、大統領選挙の争点にまでなることさえある。

スカリア裁判官が反対する「憲法解釈の方法」は、こうした司法審査の行使の仕方である。同裁判官は、民主過程によって解決されるべき争点と、裁判所が法的判断として解決すべきそれとを、厳格に区別するのである。

A・スカリア裁判官のプロフィールとその憲法哲学

スカリア裁判官は、一九六〇年、ハーヴァード・ロー・スクールを卒業し、シカゴ大学ロー・スクール、ヴァージニア大学ロー・スクール等、四つの大学において主に行政法を担当し、教鞭を執った。

一九八二年、五十歳のとき、同裁判官は、ワシントン特別区控訴裁判所の裁判官に任命された。その堅実な法解釈の能力がレーガン大統領の注意を引くこととなり、最高裁裁判官の候補者としてノミネートされた。

レーガン大統領が、イタリア系の人物をはじめて最高裁裁判官としてノミネートした理由は、第一に、スカリア裁判官の憲法に関する深い理解・洞察力、第二に、保守的ともいうべき堅実な解釈態度、第三に、その人柄の良さ（社交的で、ユーモアのセンスにたけていること）にある、と伝えられている。

最高裁裁判官としてのスカリア氏は、大方の予想通り、九名の裁判官のなかでも最も保守的な立場を多くの裁判書においてたびたび表明してきており、その論調には、ときに苛烈なるものさえ感じられる。

スカリア氏の憲法解釈の態度は、次の「講演の要旨」に表されているように、憲法制定当時の文意を忠実に把握しようとする立場である（アメリカでは、裁判官は憲法上あるべき価値を積極的に創造してよく、また、創造すべきである、とする「実体的価値創造許容派」と、裁判官は憲法制定当時の制定者の意思に忠実であるべきで、裁判官の価値観を憲法の条文に吹き込んではならない、とする「原意主義派」とに分かれ、両者間の対立がみられる。いうまでもなく、スカリア裁判官は「原意主義派」の先鋒である）。

講演の要旨

私の本日の講演は、司法審査が民主主義に反する危険性について、お話ししたいと思います。

合衆国憲法の人権保障のいずれの規定も、ある程度、一般的で概括的です。たとえば、修正一条は、「合衆国議会は、…言論の自由を侵害するいかなる法も制定してはならない」と定めていますが、「言論の自由」とは、厳密には何を言うのでしょうか。

これを考えるにあたっての分析枠には、次の三つの可能性があります。

第一は、「表現の自由」という概括的規定を解釈するにあたって、裁判所は、これらの条規が採択された時点でそれに与えられていたであろう意味を基礎にする、というやり方です。

第二は、概括的規定の意味するところについて、裁判所は、現時点での社会がそれをどう理解しているかという視点を基礎にする、という解釈方法です。

第三は、裁判所として、合理的でよき判断をするためには、問題の概括条項がこれこれを保障するはずである、という解釈方法です。

以上の三つのアプローチのうち、私は第一だけが正当であると考えます。というのは、憲法上のもろもろの人権保障規定の目的は、もっぱら、将来の変化に抗して、憲法制定時の社会にとってとても大切であると考えられた所産を護り、それを維持することにあるからです。そうであるにもかかわらず、その後の社会が変化したからとか、裁判所がこう思うからといった好みを理由にして、その内容を適宜変更するとすれば、国民の意思を閉塞させるに等しいこと、言を待ちません。

実はアメリカ最高裁は、第三のアプローチによってきています。ところがこれは、最も正当性に欠ける手法です。公選によらない裁判官が立法府や執行府の活動を無効とする権限を与えられた論拠は、過去の伝統でもなければ国民の今の考え方でもなく、ただ、裁判官自身の哲学的思考である、などということが通用するはずはありません。個人の自由をどの程度まで拡張し、社会の秩序維持をどこまで縮小すべきかを決定する際に用いられる賢明さは、法律家や裁判官の知恵ではなく、政治家の知恵なのです。

ウェルカム・パーティで乾杯をするスカリア氏

一私人としてのA・スカリア氏

講演会の翌日、スカリア氏は、本学部の西谷助教授と私とで、宮島と平和公園を訪れた。なかでも、宮島のエキゾティックな風景にはいたく感嘆の様子で、行くとこ行くとこで足を止め、趣味の写真撮影に専心された。大鳥居を見下ろすレストランでの昼食時には、九名のお子さんのこと、その養育に忙しく来日できなかった奥様のこと、休廷期間中の別荘での生活ぶり等、微笑みのなかでユーモアを交えながら語る姿は、昨日の裁判官の顔ではなかった。

プロフィール

◇一九四五年八月生まれ
◇一九七二年から本学勤務
◇専門分野＝憲法
◇法学部・経済学部教官のソフトボールチーム「ウエンズデー」では、辻法学部長とともに二枚看板のエースでもある。